

平成27年度内閣官房及び内閣法制局・内閣府本部調達改善計画の年度末自己評価結果
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

平成28年6月30日
内閣官房及び内閣法制局・内閣府本部

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|---|---|------------------|---|--|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| II. 重点的に調達改善に取り組む分野 | | | | | | |
| 1. 「指針」を踏まえて特に改善に取り組む事項 | | | | | | |
| (1) 一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 移数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、改善が見込まない案件については、慎重に検討の上、公募に切り替え仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 (2) 調達手続の事前準備の充実・強化、事後検証の試行の継続 継続して実施している事業等について、可能な限り早期に準備を開始し、調達に必要な情報収集・情報発信に努める。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証を試行的に実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。 | | | | | | |
| 2. 新たな調達手法を採用した取組 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」(平成26年8月5日男女共同参画推進本部決定)に基づき、 (1) 男女共同参画等に関する事業その他の調達について、総合評価落札方式等において男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定 (2) 男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業に対し調達案件の周知等による受注機会の拡大などの取組を促進することによりインセンティブを得る企業のパジティブ・アクション等を積極的に推進する。 | | ※詳細はIII. 具体的な取組内容において記載 | | | | |
| 3. 主要経費における調達の見直し ◎特殊かつ専門性が高い宇宙関係経費、遺棄化学関係経費 ◎政府広報経費 ◎防災関係経費 ◎煎薬製造等関係経費 | | | | | | |
| III. 具体的な取組内容 | | | | | | |
| 1. 価格交渉の推進 ⇒当初提示額から前年度以上の削減を目指す。 | | | | | | |
| (1) 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進 | | | | | | |
| ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。 ・定期的にチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を研究。 | - | 「価格交渉シート」及び「価格交渉事例集」により、情報の共有化を図った。 | | A | - | |
| (2) 外部専門家による価格交渉の推進 | | | | | | |
| ・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化。 ・調達アドバイザーの助言より作成した「価格交渉心得・チェックリスト」の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減。 | - | ・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言により、見積額の精査や仕様のスリム化及び適正化を図った。 ・会計実務研修において「価格交渉心得・チェックリスト」の情報共有化を図るとともに、調達アドバイザーによる講演を実施した。 ・新規契約時など随時相談を行い、助言により価格交渉を進めた。 | 27年度は、当初提示額の7.7%(32億2,285万円)の削減を実施(本省・地方支分部局) | A | - | 28年度も引き続き実施。 28年度は、価格交渉マニュアルの整備、価格交渉手続きのルール化、事業実施決裁への価格交渉シートの添付など、実効性の向上を目指す。 |
| ・特に主要経費のうち宇宙関係経費、遺棄化学関係経費については民間コンサルティング会社等と事業全体の進捗管理について別途契約を行い、仕様書、見積書の精査について助言を受けつつ経費の削減を目指す。 | - | 【宇宙関係経費】 民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用して経費の削減を目指した。 【遺棄化学関係経費】 民間コンサルティング会社と契約して経費の削減を目指した。 | (本省) 27年度において、184件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、95件について32億2,120万円(遺棄化学関係経費26億8,912万円など)の削減効果があった(当初提示額の7.7%)。 (地方支分部局) 27年度において、5件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、3件について、165万円の削減効果があった(当初提示額の11.6%) ※28年度は、当初提示額の4.9%(15億8,185万円)の削減を実施(本省・地方支分部局) | A | - | |
| (3) 研修の実施 | | | | | | |
| 復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演等により、職員の価格交渉のスキルアップを図る。 | - | 復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修において、調達アドバイザーの特別講演を実施。 なお、同特別講演には、行革事務局、経済産業省担当者も出席し、調達アドバイザーとの質疑応答を実施。 また、弁護士資格を持つ職員より、「弁護士から見た国の契約事務」についての講演を実施。 参加者へのアンケートによる意見・要望等を聴取し、28年度研修の企画に反映した。 | | A | | 28年度も引き続き実施 アンケートの意見・要望を再検討し、それらを踏まえた今後の研修内容の充実を図る。 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|---|---------------|---|---|------------------|--|--|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| 2. システム関係経費 ⇒引き続き「システム関係」の調達における経費削減を目指す。 | | | | | | |
| ・CIO補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 | - | ・システム関係の入札案件については、CIO補佐官に仕様書や事前見積り等をチェックしてもらったことを確認して決裁している。 ・仕様書については、引き続き、内閣府掲示板に仕様書模範例を掲載。 | 仕様書の内容について、システムの専門的な立場から助言を得ることにより、仕様書や見積等の精査を行っていただいたことで、仕様書や概算経費がより適正になり、調達額の適正化が図られた。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 内閣府掲示板に掲載している仕様書模範例のリニューアルを検討する。 |
| ・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。 | - | (本省) 情報提供ネットワークシステム関係、インターフェイスシステム集約関係など複数の案件において、国庫債務負担行為での複数年契約を実施。 (地方支分部局) インターネット関係、パーソナルコンピュータの賃貸借など複数の案件において、国庫債務負担行為での複数年契約を実施。 | 必ずしも調達経費の削減には繋がらない場合であっても、予算を平準化することにより変動を抑えることができた。また、調達に係る事務の軽減が図られた。 | A | - | 対象となる案件があれば、28年度も引き続き実施。 |
| ・機器の賃貸借における再リースの活用。 | - | (本省) 内閣府LAN(共通システム)用プリンタ専用機など複数の案件において、再リースを実施。 (地方支分部局) パーソナルコンピュータや情報セキュリティの賃貸借及び保守契約など複数の案件において、再リースを実施。 | リース契約満了時の再リースを活用することで、賃貸借料を削減。 | A | 再リースについては、機器の劣化等を勘案する必要がある。 | 対象となる案件があれば、28年度も引き続き実施。 |
| 3. オープンカウンタ方式の活用 ⇒前年度実施件数(76件※1)程度の件数を実施し、競争性の向上を図る。 | | | | | | |
| 引き続き「オープンカウンタ方式※2」を積極的に活用し、多数の者に競争参加の機会を広げる。 ※1 沖縄総合事務局を除く。 ※2 少額随入における「見積合わせ」について、ホームページの「調達情報」に案件を掲載することにより、多数の者からの見積書を受け付ける。 | - | (本省) 27年度オープンカウンタ実施件数 内閣府・内閣府本府(沖縄総合事務局を除く):58件(26年度76件) 引き続き、ホームページ上において、統一した留意事項を提示し、簡易な方法により案件を掲載できるよう工夫を行い、実施案件を拡大。 (地方支分部局) 引き続き、少額の調達案件をホームページに掲載するとともに、会計課カウンターに提示し周知を実施。 | 過去実績のある事業者のみではなく調達案件を知ることが可能。 受注希望者は、誰でも見積書を提出し受注する機会ができ、競争性の向上が図られた。 58件中、5者以上は36件、うち10者以上が21件の見積書の提出があった。 (通常の見積合わせでは3~5者による。) ※26年度558者(7.34者/件)→27年度443者(7.64者/件) | A | 沖縄総合事務局においては、見積書の提出が一者のみの調達案件が174件中87件(26年度121件中77件)と依然多く見られることから、特に20万円未満の建物の修繕の調達案件について、真に競争性ある案件に限って実施するなどの工夫が必要。 人事異動が原因と考えられるが、部局会計担当者オープンカウンタ方式が浸透していない現状が見受けられた。 | 28年度も引き続き実施。 引き続きホームページへの掲載と並行して、メールマガジンの発信等の実施により周知拡大するとともに、事業者の立場に立った分かり易い情報発信の工夫を検討。また、過去応札(見積書提出)実績のある事業者等にも積極的に周知を継続。 更にオープンカウンタ方式の定着を図るため、部局会計担当者への周知を図る。 なお、地方支分部局においては、28年度においては20万円未満の建物の修繕について、契約手続きの見直しを図ることとする。 |
| 4. 調達手法の改善 | | | | | | |
| (1)一者応札が継続している案件の随意契約への移行等(再掲) | | | | | | |
| 複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件については、慎重に検討の上、公募に切り替え仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 | - | (本省) 国際交流事業支援業務(2件)及びスクリーニング・除染拠点における傷病者対応業務について公募を実施。 (地方支分部局) 27年度長期掛金分割に伴う人事給与システム等の改修業務、平成27年度人事院勧告に伴う沖縄総合事務局人事給与システム改修業務について公募を実施。 | (本省) 価格交渉を行った結果、国際交流事業支援業務(2件)については、当初提示額に比べ354万円の削減効果があった。 (地方支分部局) 価格交渉を行った結果、当初提示額に比べ74万円の削減効果があった(当初提示額の13%減)。 | A | - | 対象となる案件があれば、28年度も引き続き実施。 |
| (2)総合評価の効果的な活用 | | | | | | |
| ・システム関係の調達については、引き続き基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価落札方式(加算方式)を活用。 | - | ITダッシュボード運用・保守業務、内閣府LANに対する情報セキュリティ等対策方針作成支援業務の調達など複数の案件について財務大臣への届出を実施。また、政府機関等のサイバーセキュリティ対策を強化するための施策の評価(監査)の実施支援業務について、財務大臣協議を行った。 | 総合評価を実施することにより、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達が行えた。 | A | 財務大臣への届出をして入札する場合、価格競争に比べ1ヶ月程度の時間を要するため、時間に余裕のある案件でなければ対応できない。 | 28年度も引き続き実施。 財務大臣への届出から入札まで時間を要することについて府内に周知し、新たに総合評価を活用する環境を整える。 |
| ・引き続き可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。 | - | 専門的な案件を除き、過去の受注実績や経験・実績を過度に評価されていないか確認して決裁している。 | 入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持が図られた。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| ・男女共同参画等に関連する事業その他の調達について、男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定(再掲)(企画競争による場合も同様)。 | ○ | 9件の総合評価落札方式、2件の企画競争案件において、審査項目に女性雇用率及び女性管理職の割合を評価の対象とした調達(約76億円)を実施。 ・総合評価 約16億円 ・企画競争 約58億円 ※26年度においては6件の総合評価落札方式、1件の企画競争案件において調達(約0.6億円)を実施。 ・総合評価 約0.5億円 ・企画競争 約0.1億円 | ・取組指針の目的とされている、現行法の枠組み内において認められ得る女性の活躍推進を図るための方法及び対象範囲について、明確化が図られた。 ・インセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等の推進に寄与したものと考えられる。 | A | - | 28年度においては、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づく取組を実施。 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|--|---|------------------|---|--|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| ・価格による競争性を向上させるため、引き続き可能なものについては、価格点割合の引上げ、または、最低価格落札方式へ移行。 | - | 27年度総合評価落札方式の案件183件※中21件について、価格点の割合を基準(1:2)より高く設定(1.02:2~1.38:2)し入札を実施。 ※会計課負担官案件。不落随契を含み不調のものを除く。 | 21件の平均(単純)落札率は79.05%、それ以外の162件は78.49%となった(平均落札率78.56%)。 | A | 価格点の割合を引き上げたが落札率の低下につながらなかった。 調達手法の変更により履行上の品質低下等の問題が起きていないか事後検証が必要。 | 28年度も引き続き実施。 28年度においては、創造性・新規性等の価格と同等に評価できない項目の分類をさらに厳格化し、本取組の一層の推進を図るとともに、マニュアルの見直しを実施する。 |
| ・企画競争で調達していた案件のうち、引き続き可能なものについては、総合評価落札方式へ移行。 | - | 移行対象案件なし。 | - | - | - | 引き続き、事後検証の方法等を検討。 |
| ・調査研究案件については、必要に応じて引き続き総合評価落札方式を効果的に活用。 | - | 多くの部局の調査研究案件において、総合評価落札方式を活用。 | 総合評価落札方式による調達は、調査研究案件において積極的に活用されており、内容に見合った調達となった。 ※26年度142件→27年度160件 | A | 内容に見合った調達にはなっているが、必ずしも経費の削減には結びつかない。 | 28年度も引き続き実施。 |
| (3) 積極的な調達情報の発信 | | | | | | |
| メールマガジン登録者(平成27年2月末約750名)の1割程度の更なる拡大を図るなど、引き続きHPにおける調達情報の提供を実施。 また、メールマガジンを活用した積極的な調達情報の発信により、入札参加者の拡大、競争性の向上及び新規参入者へのサービスの向上を図る。 特に、中小企業、男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業、障害者就労施設等に対する諸施策について、調達窓口で制度紹介パンフレットを配布するなど、積極的に周知することにより競争等への参加を促進し、受注機会を拡大に努める。 | - | ホームページに新規調達内容を掲載した翌日に、その情報をメールマガジンで登録者へ配信している。 <配信内容> 以下の件名とURLを掲載しホームページに誘導 ・入札公示案件 ・市場価格調査案件 ・オープンカウンタ方式による見積合わせ メールマガジンの効果の把握について、28年2月にアンケート調査を実施した。 | メールマガジン購読登録者数は、27年度末で1,000名となっている。 定量的な効果の検証は困難であるが、積極的な情報発信により参加者へのサービス向上に寄与している。 入札参加者の増加、オープンカウンタ方式による見積合わせ参加者が増大され、今まで以上に一層の競争が期待される。 市場価格調査の参加協力者が増加すれば、その効果が期待される。 | A | - | メールマガジンの効果の把握について、例えば、アンケート等を通じて検証する。27年度に実施したアンケートの結果を踏まえ、レイアウトの工夫などメールマガジンの利用向上に努める。 |
| (4) 市場価格調査の積極的な活用 | | | | | | |
| 前年度実施件数(275件)程度の実施を目標に、引き続き入札公告前にホームページの「調達情報」に案件名を掲載し、多数の者から参考見積書を受け付けるとともに、仕様書(案)への意見を聴取する機会を設け、予定価格の精度の向上及び仕様内容の充実、実質的な公告期間の確保を図る。 | - | 27年度278件について、入札公告に先立って市場価格調査を実施(26年度275件)。 仕様書への意見等の提供について、HPに明記するとともに、市場価格調査依頼時に、意見等の提供を呼びかけた。 | 入札公告に先立ち、案件名を公表し仕様書案を配付することにより、 ・実質的な公告期間を確保 ・仕様書への意見聴取や参考見積書の徴取が可能となり、競争入札の適正性の向上が図られた。 | A | 当方から業者に働きかけをしない限り、見積書の提出が無い場合もあり、業者に対する積極的な対応が必要。 入札公告に先立って可能な限り早期に実施することが必要。 | 28年度も引き続き実施。 ホームページへの掲載と並行して、メールマガジンでの発信等の実施により周知拡大。また、過去応札実績のある事業者等にも積極的に周知を継続。 特に、27年度一者応れであった案件については、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上公表・公告の期間を確保。 |
| (5) 電子調達システムによる電子入札利用の促進 | | | | | | |
| 事業者に対し、電子調達システムによる電子入札機能の利用を促進し、入札事務負担の軽減を図る。 応札者数等のわからない方式での入札業務の実施を目指し、引いては一者応札の場合における落札率の高止まり解消を目指す。 | ○ | (本省) ポスターの掲示、パンフレットの配布等を実施し、周知することで電子入札機能の利用促進を図った。 (地方支分部局) ポスターの掲示、パンフレットの配布等を実施し、周知することで電子入札機能の利用促進を図った。 | 事業者に対し、電子調達システムによる電子入札機能の利用を促進し、一部入札事務負担の軽減を図られた。 他方、再度入札時に漏れのないよう事業者側に電話連絡をする必要などが生じた。 | A | (本省) 電子調達システムの導入は事業者側の判断に委ねられているところであり、現状の取組みを続けるしかない。 (地方支分部局) 中小企業においては、紙入札が多く、入札事務の軽減が図られていないのが現状である。 | 28年度も引き続き実施。 電子調達システムの利用者増加に向け、メールマガジンに同システムのURLを貼るなどの対応を検討。 また、28年度においては、業務の効率化を図るため、電子調達システムにより電子入札機能のみを利用した入札手続きを一部試行。 |
| 5. 随意契約・一者応札 | | | | | | |
| (1) 随意契約の見直し ⇒一般競争・公募への移行による競争性の向上、見積額の精査により経費の削減を目指す。 | | | | | | |
| ・発注条件、仕様書の見直し等による競争性のある契約(一般競争又は公募)への移行。 | - | 移行対象案件なし。 | 全ての随意契約について、事前に厳格な審査を行うことで、安易な随意契約の締結を防止。 見積経費の精査、企画競争における価格の評価対象項目化により、経済性が向上した。 | A | - | 28年度も引き続き実施 |
| ・随意契約審査委員会の更なる厳正な事前審査により適正性を確保。 | - | 引き続き、事前審査により、真に限定される案件のみ随意契約とし、価格面についても厳密な精査を実施。 | | | | |
| ・企画競争案件においては価格についても原則、評価の対象項目とする。 | - | 引き続き、企画競争案件については、価格についても評価の対象項目とすることを原則とした。 | | | | |
| ・価格交渉の推進(再掲) | - | | Ⅲ.1に記載 | | | |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|---|---------------|--|-------|------------------|--|-------|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| (2) 一者応札の改善 | | | | | | |
| ⇒競争参加者を確保し一者応札の解消を目指す。 | | | | | | |
| ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 | | | | | | |
| ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。 | | | | | | |
| ・わかりやすい仕様書や概要説明の1枚紙を作成。 | | | | | | |
| ・可能な限り入札説明会を開催し業者への内容理解の促進。 | | | | | | |
| ・調査の実施等履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 | | | | | | |
| ・過去の成果物等をホームページ等において公開。 | | | | | | |
| ⇒発注条件の緩和や事前調査により一者応札の解消を目指す。 | | | | | | |
| ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 | | | | | | |
| ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 | | | | | | |
| ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 | | | | | | |
| ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 | | | | | | |
| ・上記の取組を行った結果、一者応札が継続する場合は慎重に検討のうえ、公募による随意契約に移行し価格交渉を実施(再掲)。 | | | | | | |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|--|---|------------------|--|---|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| 6. 庁書類(汎用的な物品・役務)の調達 | | | | | | |
| (1) 共同調達の実施 ⇒参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。 | | | | | | |
| ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記、荷物の配送等)を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。 | - | (本省) 27年度19件(17品目)の共同調達を幹事官庁として実施。 ①荷物等の配送業務(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ②会議等の速記業務(特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ③コピー用紙(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ④事務用消耗品(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑤プリンター用及びFAX用トナー等(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑥いす用レース等のクリーニング業務(消費者庁、復興庁) ⑦カリウム及び軽油(25年度上半期、下半期(計2件))(内閣法制局、特定個人情報保護委員会、消費者庁) ⑧一般定期健康診断(内閣法制局、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑨婦人科検診(内閣法制局、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑩電動アシスト付自転車の貸借等業務(特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁) ⑪トクトヘルム(宮内庁) ⑫電球・蛍光灯(宮内庁) ⑬国会議員要覧(上半期)(内閣法制局、人事院、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑭政官要覧(上半期)(内閣法制局、人事院、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑮給与小六法等(内閣法制局、人事院、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑯保存食等(内閣法制局、宮内庁、特定個人情報保護委員会、消費者庁) ⑰国会議員要覧(下半期)(内閣法制局、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑱政官要覧(下半期)(内閣法制局、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) ⑲六法全書(内閣法制局、人事院、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省) 消耗品の調達については、規格の調整、納入予定回数等の明記について仕様書の見直しを実施済。 (地方支分部局) 上半期4件(4品目)の共同調達を幹事官庁として実施。 ①平成27年度トナーカートリッジの購入(単価契約) ②平成27年度コピー用紙の購入(単価契約) ③平成27年度事務用消耗品の購入(単価契約) ④平成27年度貨物運送業務(単価契約) 参加官署(沖縄総合事務局開発建設部他7先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所) | (本省) 参加官庁の調達事務負担を軽減。 個別案件については以下のとおり。 ①荷物等の配送業務 単価の引下げはなかった(26年度同額) ②会議等の速記業務 26年度同額(1時間当たり@20,000) ③コピー用紙 単価の引下げはなかった(26→27 7%up)。 A3: @1,272→@1,356 A4: @1,060→@1,130 B4: @1,590→@1,695 B5: @ 795→@ 847 ④事務用消耗品 対26年度同品目(185品目)において182品目が単価引上げ。 ⑤プリンター用及びFAX用トナー等 対26年度同品目(199品目)において121品目が単価アップ。 ⑥いす用レース等のクリーニング業務 対26年度同品目(28品目)において13品目が単価アップ。 ⑦カリウム及び軽油 25年度からの供給スタンドの位置条件緩和(半径1km→2km以内)により引き続き3者応札(25上→25下→26上→26上変更)→26下→27上→27下→27下変更) ・ハイター: @168→@166→@163(→@168)→@167→@150→@145(→@133) ・レギュラー: @158→@156→@153(→@158)→@157→@140→@135(→@123) ・軽油: @133→@125→@138(→@143)→@143→@130→@125(→@117) ⑧一般定期健康診断 39項目中12項目で単価引下げ。 ⑨婦人科検診 3項目中3項目で単価アップ。 ⑩電動アシスト付自転車の貸借等業務 26年度同額(1台1月当たり@5,800)。 ⑪トクトヘルム 対26年度で1個当たり@25(2者応札)→@22(5者応札)の単価引下げ。 ⑫電球・蛍光灯 単価の引下げはなかった。(26年度同額) ⑬国会議員要覧(上半期) 単価の引下げがあった。@2,600→2,045 ⑭政官要覧(上半期) 単価の引下げはなかった。(26年度同額) ⑮給与小六法等 単価の引下げがあった。 ・給与小六法@4,338→4,775 ・人事小六法@4,682→4,540 ⑯保存食等 対26年度同品目(26品目)において24品目が単価アップ。 ⑰国会議員要覧(下半期) 単価アップ@2,045→2,600 ⑱政官要覧(下半期) 単価の引下げはなかった。(26年度同額) ⑲六法全書 単価の引下げがあった。@11,900→9,744 | | | |
| ・特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数等の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。 | - | | | A | 全般的に、現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄。 参加省庁(官署)の調達事務の軽減が図られる一方で、幹事省庁(官署)の負担が増えている現状がある。 | 28年度調達において引き続き共同調達を実施。 また、業務効率化の観点から事務負担の軽減について検討する。 |
| ・共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。 | - | | | | | |
| (2) 価格交渉の実施、外部専門家による価格交渉の推進(再掲)。 | | | Ⅲ.1)に記載 | | | |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|---|---------------|--|---|------------------|--|---|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| 7. 主要経費における調達 ※()内の金額は平成27年度調達見込額 | | | | | | |
| ◎特殊かつ専門性が高い2経費 (約1,150億円※うち国債約790億円) | | | | | | |
| 当該経費(宇宙関係経費、道業化学関係経費)にかかる個々の契約案件については、特殊で専門性が高い仕様となっているため、引き続き外部有識者による調達の事前審査及び事後検証や民間コンサルティング会社等の進捗管理等により経費の削減を目指す。 | - | 【宇宙関係経費】 情報収集衛星システム用電子計算機等借入について当初計画の変更及び仕様書の見直し等を実施した。 | 借入台数の見直し、借入時期の再検討及び入札等における削減効果があり予算額から45% (約8.4億円)を削減することができた。 | | | |
| 宇宙関係経費のうち、情報収集衛星システム用電子計算機等借入(4か年の国庫債務負担行為予算額約18.5億円)については、仕様書の見直しを行い、予算額から5% (約1億円)程度の削減を目指す。 | ○ | 独自又は関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査を実施するとともに職員に対する研修を実施した。 | 連携する関係機関を追加し、新たな視点で調査することにより、契約相手方による過大請求等の不正事象の発生を未然に防止している。また、公認会計士等の専門家による研修を実施し、職員の能力向上を図った。 | | | |
| 道業化学関係経費のうち、入札案件について市場価格調査を実施し、標準価格で積算された参考見積りに対し、調達金額を入札により5%以上削減することを旨とする。 | ○ | 【道業化学関係経費】 各契約の履行に当たり、民間コンサルティングの知見を活用しながら適切な進捗管理を行い、経費の削減を目指す。 | 民間コンサルティングの知見を活用して積算を行った結果、その一例として、ハルバ機事業については契約額に比べ8%の経費の削減を図ることができた。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| また、契約後に代価が確定する契約については悪質な過大請求を未然に防ぎ、また過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事象の発生を未然に防止するため、関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査(企業の会計制度の信頼性を確認するための調査)を行う。 | - | 入札案件について市場価格調査を実施し、調達金額を予算額に比して5%以上削減することを旨とした。 | 入札案件について市場価格調査を行い、予定価格の適正性を確保し、予算額に比べ8%の削減を図ることができた。 | | | |
| ◎政府広報経費(約75億円) | | | | | | |
| 引き続き、広報テーマに応じ、新しいメディアへの対応も含めた広報効果の確保を図るため、創意工夫のできる企画競争(随意契約)を活用することに加え、一定の年間広報料の調達については、一般競争入札(総合評価)により適時適切な広報を実施するための機動性を高めることによる経費削減を目指す。 | - | 引き続き、創意工夫の可能な企画競争による随意契約を活用しつつ、一方、一定の年間広報料の調達については総合評価落札方式による一般競争入札を実施。 | 適時適切な広報を実施するための機動性を高めること、27年度における調達(一般競争入札(総合評価))においても、随意契約(企画競争)で調達した23年度と比較して、新聞記事下広告で約1億3,082万円(▲8%)の経費を削減できている。 なお、26年度一者応札であった一般競争入札(総合評価)による調達案件については、27年度、複数(2者)の応札者があり競争性の向上が図られたところであるが、新聞記事下広告の単価は下がらなかった。 | A | 27年度は、企画競争(随意契約)で調達した23年度と比較して経費を削減しているが、24年度以降一般競争入札に移行してから4年が経過しており、同方式によるこれ以上の経費削減は難しくなりつつある。 | 28年度も引き続き実施。 併せて、調達内容の質を向上させて、効率的に経費を使用できるように検討。 |
| ◎防災関係経費(約32億円) | | | | | | |
| 一者応札案件について、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。 | - | 競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう公示開始日の前倒し、市場価格調査や仕様書の見直しや明確化を行い、予定価格作成時の経費削減を行った。 | 当初予算で計上している41事業について、市場価格調査や仕様書の見直し等を踏まえ予定価格の作成時に経費削減を行ったことにより、以下のとおり経費の削減が図られた。 予算額 1,149,675千円 予定価格 1,038,621千円 契約額 829,424千円 ・対予算削減額 320,251千円 ・対予算削減率 27.9% | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| ◎勲章製造等関係経費(約27億円) | | | | | | |
| 勲章製造等関係経費のうち、その大半を占める随意契約案件については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、平成27年度予算(契約)において約3% (約8千万円)の縮減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。 | - | 一者応札が継続している一部の調達について仕様を緩和し競争入札を実施。 | 左記の取組の結果、新規参加者があり競争性が向上した。 また、計画に掲げる随意契約案件については、予算編成時から契約予定の相手方と調整を行った結果、77,445千円(対26年度予算比3.7%)を削減し、当該金額にて契約を締結した。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--|---------------|--|--|------------------|---|--|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| 8. その他の取組 人事評価制度の有効活用、調達等の専門家の養成及び外部専門家の活用などの行政サービスの向上や業務の効率化等につながるものについては、積極的に取り組む。 | | | | | | |
| 調達手続の事前準備の充実・強化(再掲) | | | | | | |
| 継続して実施している事業等について、可能な限り早期に準備を開始し、調達に必要な情報収集・情報発信に努める。 | - | 可能な限り公告期間を確保。 特に、国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、原則30日以上公告期間を設定など事前準備に努めた。 | 国際交流事業支援業務関係案件については、左記取組みの結果、27年度は7件中2件が複数応札となり改善がみられた。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| 事後検証の試行の継続(再掲) | | | | | | |
| 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書・見積書の内容について事後検証を試行的に実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。 | - | 27年度に企画競争を実施したプロフェッショナル人材戦略拠点事業について、仕様書や見積書の内容について、事後検証を実施。 | 28年度の調達方法について調達アドバイザーの助言を得る中で、人件費の検証方法等について具体的な方法を学んだ。今後の調達における積算を精査するヒントになった。 | A | 調達の積算を検証する上で、人件費の検証方法等について、どのようにルール化、マニュアル化していくか検討が必要。 | 28年度の調達方法について調達アドバイザーの助言を得て、引き続き企画競争を実施することを決定した。 今後、実施案件の抽出について関係部局の協力も必要となることから、慎重に検討を行う。 |
| 調達に関する事項、仕様書の模範例等の情報共有 | | | | | | |
| ・引き続き、業務区分に応じ、同・類似案件の入札方式、予定価格の積算方法、応札回数・落札率などの参考情報を掲示板に掲載。 | - | 引き続き、「調達に関する事項の情報共有簿」を掲示板に掲載し、入札案件について情報共有を実施。 | 予定価格の積算方法や開札の状況等について、契約事務担当者間で情報共有し、参考に資する。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 また、有益な項目について追加等を検討。 |
| ・調達部局の事務軽減及び調達内容の品質確保等に資するため、仕様書模範例等を掲示板に掲載。 | - | 引き続き、内閣府掲示板に仕様書模範例を掲載。 | 調達事務担当者の業務の参考となった。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| ・特に優良事例等については掲示板に掲載するとともに、積極的に周知を実施。 | ○ | (本省) 優良事例等について関係部局に周知を実施。 (地方支分部局) 優良事例等については掲示板に掲載し、積極的に周知を実施。 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| 国庫債務負担行為の活用 | | | | | | |
| 平成26年度は4事業について新たに国庫債務負担行為を導入。平成27年度も新規4事業について国庫債務負担行為を導入し予算要求へ反映。 | - | 引き続き、平成28年度予算要求において国庫債務負担行為による複数年契約を活用するよう指導。 | 平成28年度予算要求においては、28件(うち6件新規事業)の国庫債務負担行為を要求。 | A | - | 今後とも国庫債務負担行為が活用されるよう、引き続き実施。 |
| 人事評価制度の有効活用 | | | | | | |
| ・人事評価記録書(能力評価)に業務の効率化・合理化の評価項目を平成22年度に新たに追加。 | - | 引き続き、「内閣府人材育成・活用方針」に基づき業務効率化について人事評価に反映。 | 各職員のコスト意識、業務の効率化への意識の向上。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| ・「内閣府人材育成・活用方針」(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)に業務の効率化・合理化について評価することを明記。 | - | 引き続き、可能な限り、各職員の目標に業務効率化の取組みについて掲げるよう指導。 | 特に「ゆう活」期間中における会計課職員の1人あたりの残業時間を削減。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| ・当該方針に基づき、業務の効率化、合理化等について評価に反映。 | - | 引き続き、適宜、人事評価に反映。 | | | | |
| 調達等の専門家の養成・外部専門家の活用 | | | | | | |
| ・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。 | - | | | | | |
| ・復興庁、消費者庁の担当者も対象とした研修について、引き続き調達アドバイザーの講演等により、職員の価格交渉のスキルアップを図る(再掲)。 | - | | | | | |
| ・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する | - | 民間企業を訪問し、同社の調達体制や調達手法等の状況について意見交換を実施。 | 民間企業における調達の実態及び事務効率化への取組について把握。 削減目標の設定や市況の的確な把握、更なる競争原理の導入、価格交渉、共同調達(購買)、人材育成の強化などは、国の調達改善と酷似しており、参考になるものであった。 | A | 現行法令上において、導入は難しい部分もあるが、職員の事務負担軽減の取組や調達部門との協業による発注方法の工夫、新たな教育体制の整備等は国の調達においても活用すべき取組である。 | 28年度も引き続き実施。 参考となる事例について、今後の調達改善計画に掲げ、取組として取り入れる。 |
| カード決済 | | | | | | |
| ・引き続き水道料金について実施。現金及び小切手の取り扱いを削減して支払事務の簡素化。 | - | 平成24年4月より継続して水道料金のカード決済を実施 | 小切手による支払事務を廃止し担当者の事務負担を軽減 | A | - | 28年度下半期も引き続き実施。 更なる使用の可否について、検討を行う。 |
| ・電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入(試行)。 | - | 平成27年10月から平成28年1月まで一部部局で試行を実施 | 学会参加費のカード決済を試行したが、使用実績がなかった。 | B | 当日の現金払い、本人名義のカード利用が必要であることなどが使用実績のない理由であった。 また、カード利用実績がなかったため、28年度カードの審査に時間を要していることから複数年利用を検討。 | 28年度も引き続き実施 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|---|---------------|---|--|------------------|---|---|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| 旅費の効率化 | | | | | | |
| ・アウトソーシングを継続して実施。 ・割引制度や出張バック商品等を最大限活用。 | - | (本省) 引き続き、アウトソーシングを実施。 (地方支分部局) 28年度からの実施に向け検討。 | (本省) 出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用による旅費の削減が図られる。 (パンフレット表示価格から5%割引) (地方支分部局) 受注可能な業者が存在せず、実施不可だった。 | A | (地方支分部局) 人員体制や立替額が多額のため、受注できる業者がない。また、県内においては大口割引を実施できる業者がない。 | 28年度も引き続き実施。 なお、地方支分部局においては、次年度においても受注可能な業者が見込めないことから、アウトソーシングの実施を取組から除外し、SEABISの利用促進により旅費の効率化を図る。 |
| 適正な物品管理等 | | | | | | |
| ・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理等に努め、新規調達物品を縮減する。 ・民間倉庫に保管している物品について適正な処分に努める。 | - | 備品等の調達に際して、在庫品との突合及び在庫品の供用を優先的に行うことにより、購入数量を必要最小限にしている。また、各物品供用官に対し、調達に際しては、物品管理官に対して在庫品の照会をずるよう研修において周知を行った。 | 適正な在庫管理により、購入物品の縮減が図られた。 (本省) 部局間だけでなく組織間においても物品を共有できるよう、管理換えを実施(上半期で24回、下半期で13回)、購入物品の縮減が図られた。 (地方支分部局) 在庫物品(94点)の供用を行い、購入物品の縮減が図られた。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| IV. 調達改善計画の実施状況の把握 | | | | | | |
| 計画の進捗状況については、半期ごとにとりまとめる。 | - | 計画の進捗状況を自己評価の上、公表 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| V. 自己評価の実施方法 | | | | | | |
| 上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。 なお、評価においては入札等監視委員会や内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高める。また、自己評価結果には、次の内容を盛り込む。 ・実施した取組内容及びその効果 ・目標の達成状況 ・実施において明らかになった課題 ・今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等 | - | 上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について自己評価し公表。 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| VI. 調達改善の推進体制 | | | | | | |
| 1. 外部有識者の活用方法 | | | | | | |
| 取組の推進に当たっては入札等監視委員会や調達アドバイザーの意見を積極的に活用するものとする。特に、調達の適切性や透明性の確保、効率性の向上といった視点で、問題点の抽出、取組に対する監視、指導、助言等を求めるものとする。 | - | 上半期自己評価について、調達アドバイザー及びCIO補佐官から別紙2のとおりの助言をいただいた。 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| 2. 推進体制の整備・推進状況のフォローアップ | | | | | | |
| 「内閣官庁・内閣法制局及び内閣府本府調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を整備する。推進チームにおける会合は必要に応じ開催する。 また、内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催により調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を半期に一度開催し、進捗状況を推進チームへ報告する。 | - | 本計画において体制を整備。 内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催による調達改善計画の進捗状況のフォローアップのための実務者会合を実施。 上半期自己評価及び年度末自己評価の状況を推進チームに報告。 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| 3. 内部監査の活用 | | | | | | |
| 毎年度作成する「会計事務監査実施方針」の監査の重点項目として、調達改善計画の進捗・改善状況等を掲げ、計画の検証・評価を行う。 | - | 調達改善計画の進捗・改善状況等について、実地監査において検証・評価を実施。 また、旅費事務について、割引制度やバック利用を活用した経費削減の状況、精算事務の適正化等の内部監査を実施。 | 庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し及び随意契約・1者応札の見直しの項目について、指摘事項を監査報告書に掲載。 旅費事務について、部局担当者のマニュアル理解を深めるため、旅費マニュアルの周知徹底及び改善の検討について、指摘事項を監査報告書に掲載。 | A | - | 28年度も引き続き実施。 28年度は会計監査の中期基本方針及び会計年度毎の実施方針並びに会計監査実施計画において、調達改善計画に掲げられる事項の進捗・改善状況等の確認を監査項目として特定の上、内部監査を実施予定。 |
| VII. その他 | | | | | | |
| 1. 自己評価の公表 | | | | | | |
| 計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。 | - | 計画に関する状況等については、ホームページにおいて公表。 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |
| 2. 計画の見直し | | | | | | |
| 指針の改定、計画の進捗状況等を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行い、公表する。 | - | - | - | - | - | 28年度も引き続き実施。 |

| 調達改善計画で記載した事項 | 実施した取組内容 | | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | | 今後の対応 |
|--------------------------------------|---------------|---|-------|------------------|---|--------------|
| | 平成27年度に開始した取組 | | | 目標の進捗状況(※) | | |
| 3. 所管独立行政法人への要請 | | | | | | |
| 所管独立行政法人が、本計画に準じた調達改革の取組を実施するよう要請する。 | - | 所管独立行政法人へ本計画に準じた調達改革を実施するよう要請。 一方、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月26日総務大臣決定)に関し、本調達改善計画の取組の中で優良事例として選定された取組について、所管省庁である総務省担当者と意見交換を実施。 | - | A | - | 28年度も引き続き実施。 |

○その他の取組(調達改善計画で記載していない事項)

| 平成27年度に開始した取組 | 実施した取組内容 | 取組の効果 | 実施において明らかとなった課題等 | 今後の対応 |
|---------------|---|---|------------------|---|
| ○ | 契約事業者におけるメールアドレスの流出事案を受け、個人情報の取扱いに関する契約条項等を修正・統一し、原則、全ての契約において個人情報の保護に関する条項を付し、契約締結時に改めて周知及び注意喚起するとともに、業務履行においてかかか事象が発生した際には、指名停止措置要領の適用を明確にした。 | 契約事業者に再認識していただき、個人情報の流出を未然防止。 | | 28年度も引き続き実施。 事象が発生した際には、指名停止措置要領に基づき、適切に対応。 |
| ○ | 27年夏の「ゆう活」の実施徹底のため、調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略など、業務の簡素合理化を実施。 | 業務効率化、速やかな決裁の回線 | | 今後も、実態に応じて適宜見直しを図り、継続して実施。 |
| ○ | 競争入札の開札時における各者応札額と予定価格の比較判定誤りを防止するため、予定価格調書の様式を一部改善し、各契約担当官等へ周知徹底した。 | 予定価格調書について、予定価格(税込)と入札基準額を明確にし、開札時における判定誤りを防止。 | | 28年度も引き続き実施。 |
| ○ | 旅費支給事務を担当する職員に対し、旅費法及び運用等ノウハウ書籍を目的とした説明会を実施。誤りを未然に防ぐとともに、より迅速に旅費の支払いに向けた取組みを行った。 | 特に、誤りの多い箇所や注意事項について説明するとともに、また、迅速に旅費の支払いを行うため、事務手続きの一部を改善し、出張者に高額な負担をかけている案件を優先して支払うなどの手続きの見直しを行った。 | | 28年度も引き続き実施。 |
| ○ | 内部監査の充実・強化を図り、より適切な国の会計事務の遂行を目指すとともに、会計監査室の設置、会計監査規程の整備を行った。 | 内部監査体制の独立性が確保されるとともに、会計監査計画の策定等を従前の決定権者であった会計課長からそれよりも上位である官房長が担当することで、客観性を維持。 | | 会計監査の中期基本方針及び会計年度毎の実施方針並びに会計監査実施計画を策定し、より適切な会計事務を遂行すべく、内部監査を実施する。 |

(※)

A: (定量的な目標) 目標達成率90%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標) 目標達成率50%以上

(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標) 目標達成率50%未満

(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日)

名称:内閣官房及び内閣府本府入札等監視委員会
開催日時:平成28年3月31日(木)

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|----------------------------------|----------|
| (平成27年度上半期フォローアップについて報告…特段の意見なし) | |

会議等名称:調達アドバイザー(野本経営研究所 野本氏)
開催日時:平成27年11月9日(月)

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|--|---|
| <p>①更なる改善を目指すために、実施結果を見直し、従前のやり方に戻すことも必要ではないか(メールマガジン・共同調達等)。</p> <p>②他省庁において、類似の事業を実施している場合、コスト削減のために、経費や内容の摺り合わせを実施してはどうか。</p> <p>③一者応札案件について、過度に良質な条件や性能を求めているか、検証が必要と考える。</p> <p>④特に、継続する随意契約、一者応札案件等について、事後検証の施行をモデルケース(1～2案件)として、実施してはどうか。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、</p> <p>①過去の取組みを見直し、従前のやり方に戻すことなども含めて、関係機関と調整、検討する。</p> <p>②類似の事業について、関係者間で連携、情報交換・共有を推進する。</p> <p>③市場価格調査実施の際などに、仕様への意見等を受け付けることを検討する。</p> <p>④引き続き事後検証の方法等を検討するとともに、翌年度以降の契約へ反映すべく事後検証を実施する。</p> |

開催日時:平成28年6月17日(金)

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|---|--|
| <p>①内閣府は、調達改善の各取組を相当実施しており、一部は形骸化している感がある。今後の計画の策定にあたっては、重点項目を絞って取組むべきではないか。</p> <p>②一者応札について、価格面での対応策を検討してはどうか。また、一者応札が継続する案件の公募への移行、一者応札から複数者応札に改善された成功事例案件の分析を行うべきと考える。</p> <p>③総合評価について、価格点割合とその入札結果、契約の種類も含めたパターン図を作成してはどうか。</p> <p>将来的な取組として、特化して取組むべき重点項目として考えられるのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の際のコストチェック、価格交渉のスキルアップ ・一者応札の解消策と価格面での改善策への取組 ・総合評価落札方式による場合の技術点・価格点の設定割合と落札率の傾向等の分析などではないか。 | <p>ご指摘を踏まえ、</p> <p>①29年度の調達改善計画において、行革事務局と調整をしつつ、重点項目を絞った計画の策定を検討する。</p> <p>②一者応札における価格面での対応策として、電子調達システムにより電子入力機能のみを利用した入札手続きを引き続き試行する。また、一者応札が継続する案件の公募への移行を引き続き検討するとともに、複数者応札に改善された成功事例を取り上げ、分析等を行う。</p> <p>③引き続き、価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げを実施するとともに、その結果を検証し、パターン図を作成する。</p> |

会議等名称:CIO補佐官との意見交換
開催日時:平成27年11月6日(金)、10日(火)

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|--|---|
| <p>①システム経費の調達については、総合評価で行うものを増やした方がよい。ただし、全てを総合評価にするのではなく、業務の種類や金額など、総合評価に適した調達を選択するルールを作成することが望ましい。</p> <p>②仕様書模範例のリバイスは行った方がよい。政府共通プラットフォームについても、移行用の仕様書模範例があるとよい。</p> <p>③メールマガジンについては、利用者のニーズに合わせて送ることが必要。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、</p> <p>①財務大臣への届出手続きに日数を要することについて改めて府内に周知し、新たに総合評価を活用する環境を整備する。また、調達のルール作りについてもCIO補佐官のご意見を伺いながら検討する。</p> <p>②仕様書模範例について、CIO補佐官のご意見を伺いながら改訂。政府共通プラットフォーム移行分の仕様書模範例の作成についても検討する。</p> <p>③利用者ニーズ等の調査を試行し、より活用しやすい情報の提供について検討する。</p> |

開催日時:平成28年6月20日(月)、21日(火)、22日(水)

| 外部有識者からの意見 | 意見に対する対応 |
|---|--|
| <p>①政府共通プラットフォームへの移行については、移行用の仕様書模範例が必要。</p> <p>②民間企業ではベンダーをパートナーと位置づけ、長い付き合いの中でベンダーのスキル、得意分野が向上し、トータルでコストが下がっている。国の場合は単年度契約など制約が多くて難しいと思うが、せめて考え方だけでもベンダーを対等の位置づけと考えるみてはどうか。</p> <p>③調達にあたって、仕様書についてもっとベンダーの知恵を借りてもいいのではないかと。IT分野は日々進歩しており、例えば、(国が仕様書で定めた)Aという進め方よりBという進めの方が価格も安く、効果も高いということがある。ベンダーには能力があるため、仕様書が大きく変わるようなことがあってもいいのではないかと。</p> <p>④運用・保守業務において、最初に調達した業者が何年も固定化して受注することによる弊害が生じる、いわゆるベンダーロックインを排除するため、わかりやすい取扱説明書の作成など工夫が必要。</p> <p>⑤調達仕様書については、模範例だけでなく統一的なものが必要。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、</p> <p>①政府共通プラットフォームへの移行については、CIO補佐官勉強会で作成中の移行に係る手引書を府内に周知するとともに、個別の事象については、別途CIO補佐官に相談して対応する。</p> <p>②国の調達では国庫債務負担行為等を除くと単年度契約が原則となっており、また、仕様書の変更も柔軟に対応できないが、そういった環境の中で、何ができるか検討する。</p> <p>③現在、入札公告前に市場価格調査を実施し、仕様書の素案を提供するとともに意見を募っている。この意見募集を活用し、御意見を踏まえた方策を検討する。</p> <p>④わかりやすい取扱説明書の作成については、CIO補佐官のご意見を伺いながら仕様書や検査項目を工夫することで実現できないか検討する。また、従来から実施している仕様書への引き継ぎ事項の記載は、引き続き実施する。</p> <p>⑤現在、CIO補佐官が作成中の模範例を府内に周知するとともに、会計実務者研修でのCIO補佐官による説明機会の新設等を検討する。</p> |